

令和6年度 山形県浄化槽管理士に対する研修会 開催要領

1 目的

山形県では、令和2年3月に「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」（以下「改正条例」という。）を公布し、改正条例第10条第3項に基づき、浄化槽保守点検業者は、専任の浄化槽管理士に対して浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。

当協会では、改正条例施行規則第7条の2及び事務取扱要領第5条の規定に基づき、浄化槽の保守点検に関する研修の指定を受け、標記研修会を開催いたします。

2 主催者 公益社団法人山形県水質保全協会

3 開催日時 令和6年8月23日（金）13時から16時30分まで （12時30分から受付）

4 開催場所 東根市タントクルセンター 2階 視聴覚室
999-3796 東根市中央一丁目5番1号
TEL 0237-43-1155

5 定員 50名

6 対象者 浄化槽管理士

7 受講料 9,000円／1人

8 申込方法 申込書（別紙）により、FAX又は郵送で申し込む

9 募集期間 令和6年4月8日（月）から6月28日（金）まで

10 受付窓口 公益社団法人山形県水質保全協会
住所：東根市大字野田 695-8
電話：0237-48-2469
担当：森、佐藤

11 研修内容

- 1) 浄化槽行政の動向
- 2) 浄化槽の構造と機能
- 3) 浄化槽の保守点検と清掃
- 4) 山形県における浄化槽情報

12 修了証 研修をすべて受講した者に「修了証」を交付する